

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

郡上市長

市町村名 (市町村コード)	郡上市 (212199)
地域名 (地域内農業集落名)	大和北地域 (剣、口大間見、大間見、小間見、万場)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 12 月 17 日 (第 1 回)

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

用水の維持管理が懸念される。(用水に溜まるゴミの収集処理が重荷となっている。)
 用水の修繕は自治会が費用負担をしているが、予算に限りがあり大きな修繕はできない。
 次の世代は農作業を行う人数が少なく、今後担い手の負担が増大する。
 今は自作が比較的多いが、10 年先は担い手に耕作を任せたい農家が急増する可能性が高い。
 地区によっては担い手と地区との結びつきが弱いので、情報共有を図っていく必要がある。
 資材高騰に対する支援が得られず、収支が厳しい。
 夏場の高温の影響でコシヒカリの品質が大きく低下している。定植時期をずらし、適品種の検討を進める必要がある。JA の支援が必要。
 水田への 5 年水張の問題が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

若者を農業に引き込み、主食用水稲や飼料作物のほか園芸作物や畑作物の栽培を行って、不作付け地の増加を防ぐ。そのために、集落営農組織づくりや既存の営農法人の経営意向を踏まえて農地の集約を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地面積	149.91 h a
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地面積	149.91 h a
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地面積【任意記載事項】)	h a

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を農業上の利用する農用地等の区域としている。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるために団地面積の拡大を図りつつ、新規就農者向けの小規模圃場の団地化を図り、農地中間管理機構を通じて集団化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手の意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、所有者の貸し付け意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

口大間見、中万場、大間見一楽、小間見、剣、口大間見、大間見助平地区において用排水、農道等整備を計画する。

土地改良施設の老朽化対策、効率よく作業や運搬ができる規格の農地・農道の整備に取り組む。

- ・剣用水路、万場用水路の長寿命化計画に基づき、老朽化対策の実施を予定
- ・上湯用水路の改修事業を予定
- ・大間見地区において農道の整備を予定

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる水稻の田植え、刈り取り脱穀作業は受託事業者への委託を進める。

☒	①鳥獣害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 大間見一楽、小間見、大間見助平地区で要望があり、詳細を調査確認のうえ対策を講じる。
- ⑦ 中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用して農地の保全管理に努める。